

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年二月一日から適用する。

令和三年一月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 削除</p> <p>十九〇六十六 (略)</p> <p>六十七 <u>メトホルミン</u>経口投与及び<u>テモゾロミド</u>経口投与の併用療法 <u>膠芽腫</u> (初発のものであって、<u>テモゾロミド</u>経口投与及び放射線治療の併用療法後のものに限る。)</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一〇十七 (略)</p> <p>十八 <u>コラーゲン</u>半月板補填材を用いた半月板修復療法 半月板損傷 (関節鏡検査により半月板の欠損を有すると診断された患者に係るものに限る。)</p> <p>十九〇六十六 (略)</p> <p>(新設)</p>